

令和3年度北上市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

令和4年1月14日 議会運営委員会資料
福祉部地域福祉課



1. 事業概要

(1) 目的及び内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方に対し、生活・暮らしへの支援を行うため、住民税均等割非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

(2) 対象世帯及び対象世帯数

12月10日現在、北上市に住民登録がある者のうち、次の表に該当する世帯に給付する。ただし、課税世帯から扶養されている世帯は除く。

	対象世帯	対象世帯数	備考
①	住民税均等割非課税世帯	7,525	
②	生活保護世帯	550	
③	家計急変世帯	565 (非課税世帯の7%として推計)	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、①と同等の事情にあると認められる世帯
	合計	8,640	

(3) 事業費

(事業費)

- ・扶助費: 8,640世帯 × 10万円 = 864,000千円
- ・事務費: 14,410千円(人件費、通信運搬費、委託料、賃借料)
- ・合計: 878,410千円

(財源)

国庫補助10/10

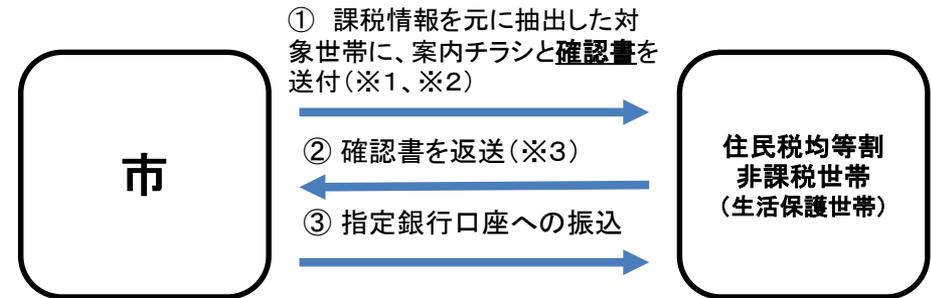
(4) 事業実施期間

・令和4年12月まで(申請書受付は令和4年9月30日まで)

(5) 市民等への周知方法

- ・ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティFM、施設へのポスター掲示等にて周知。
- ・家計急変世帯は、上記のほか生活保護相談窓口、社協の生活福祉資金貸付窓口、生活困窮者相談窓口等での案内により周知。

2. 事業スキーム等



- ※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。
- ※2 市町村の状況に応じ、令和2年度に実施した特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。
- ※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

・家計急変世帯は、申請に基づき給付となる。

3. 事業スケジュール (案)

■ 令和3年度

- ・1月中旬 実施要綱制定
- ・1/19 市議会臨時会議(一般会計補正予算)
- ・2月上旬 確認書郵送、申請受付開始
- ・3月上旬 給付開始

■ 令和4年度

- ・4月～ 事業継続
- ・9/30 家計急変世帯の受付終了
- ・12/31 事業終了